主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

弁護人藤田貞及び被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。(なお統制価格を指定した告示が犯行後に廃止された場合における効力については、昭和二三年(れ)第八〇〇号、同二五年一〇月一一日大法廷判決参照。)

よつて同四一四条三八六条一項三号、八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

判官	裁判長	栗	山		茂
判官		小	谷	勝	重
判官		藤	田	八	郎
判官		谷	村	唯一	郎